

消防施設整備事業申請に係る留意事項

1 防火水槽の改良、修繕 ・ 防火水槽の安全柵等の新設、改良、修繕

- 1) 事業主体は自治会とし、市の補助率は80%以内とする。
- 2) 工事については、詳細な見積書を2者から徴し、施工図、位置図、現況写真等を添付する。
- 3) 水利標識の設置にかかる物品費用等については、補助金限度額があることに留意する。
- 4) 安全柵等を含めた防火水槽の管理は自治会で行う。
- 5) ため池、井戸、プール等の指定消防水利は事業の対象にはならない。
- 6) 防火水槽の有蓋化工事（コンクリート蓋）の場合は、構造計算書を添付する。

2 消火栓の新設、改修、移転

- 1) 事業主体は自治会とし、市の補助率は80%以内とする。
- 2) 工事については、詳細な見積書を2者以上から徴し、工事施工図面、位置図、現況写真等を添付する。（ただし、大量の漏水及び事故等により緊急を要する場合は、事前に消防本部消防総務課消防団係へご相談ください。）
- 3) 工事は市の水道課指定業者に依頼することとする。（別紙、緊急漏水修繕工事当番業者連絡先参照）
- 4) 補助の対象とする本管布設工事は、10m以内とする。
- 5) 新設工事については、既設消火栓との直線距離が概ね50m以上であり、対象戸数が2戸以上であることを基準とする。その際、位置図に既設消火栓を明示し、設置予定箇所までの直線距離が確認できるようにすること。
- 6) 新設する消火栓は、呼称65mmの口径を有し、直径75mm以上の管に取付ける地上式又は地下式のものとし、見積にあたっては、消火栓設置等に係る協議（回答）書の指示の通りとし、また、道路境界内で施工する際は、道路管理者と協議すること。
- 7) 地上式及び地下式を問わず、何れも放水口金具は町野式を使用し、また消火栓本体については、副弁付のものを取り付けること。
- 8) 新設または更新する地上式消火栓は、打倒式のものとする。**
- 9) 新設または移転を伴う消火栓工事については、本管分岐後に仕切弁を設置すること。
- 10) 消火栓移設工事に関して、特に原因者負担等によるものは事業の対象にはならない。
- 11) 不断水工事のエアバック（ABS）工法で挿入機の貸し出し等は無い。

3 消火栓用ホース、格納箱等の新設、更新

- 1) 事業主体は自治会とし、市の補助率は80%以内とする。
- 2) 申請にあたり、位置図、見積書、現況写真等を添付する。
- 3) 補助対象額は物品ごとに1個あたり限度額があることに留意する。
- 4) 消火栓に係る格納箱等を新設する場合は、ホース3本以上、管鎗1本、ハンドル1個、ホース等格納箱1個を適切に配置するものとする。
- 5) ホースのパッキンや金具等消耗品類及びホース廃棄処分費用、送料等は事業の対象にはならない。

※ 補助金額は、千円未満の端数は切捨てになります。

※ 消火栓新設・改修・移転工事の際には、2者見積りのうち、安価な業者の見積書には工事施工図面を必ず添付してください。

※ 補助金限度額等は「丹波市消防施設整備事業補助金交付要綱」に規定されているとおりです。

※ 補助金の概算払を希望される場合はご相談ください。